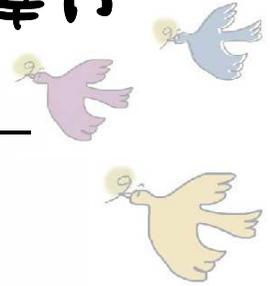




平和を実現する人々は幸い

日本聖公会正義と平和委員会 憲法プロジェクト
〒162-0805 東京都新宿区矢来町 65 TEL: 03-5228-3171



時代の動きを見極めよう

正義と平和委員会
委員長 主教 谷 昌二

日本国憲法、その中でも特に九条を巡る今の動きを伝えたいと、日本聖公会「正義と平和」委員会の憲法プロジェクトから、ニュースレターが、発行されることになりました。できるだけ新鮮な、又、具体的な情報を伝えるように努力して下さることを期待します。

今、沖縄で起こっていること

●先島への自衛隊配備計画

尖閣諸島海域で、中国漁船と日本の巡視船の衝突事件の後、沖縄の先島（宮古・石垣・与那国）へ自衛隊を配備しようとの動きが活発化しています。

その原因は、日本政府が、尖閣問題に関して、日中間に「領土問題はない」という立場をとっていることが挙げられます。この立場で行くと、これ以上の話し合いの余地がなくなって、後は武力解決しかないということになるのです。そのためには自衛隊の配備が絶対必要だという結論に導かれてしまいます。

中国に対して、話し合いの余地はないとの日本政府の態度を改め、琉球時代からのこの海域を巡る民間の豊かな交流の歴史を踏まえて、互いに領有を主張する歴史とその背景を出し合って、和解の道を探っていくことが、何よりも必要なことで、武装をして解決の付く問題ではないことだけは、肝に銘じて欲しいものです。

まさに憲法九条の「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」ことを実践されることを願います。

●教科書選定に異変が！

この尖閣諸島問題、及び自衛隊配備計画と連動してのことですが、八月の末から九月にかけて、何と八重山（石垣）地区教科書採択協議会が、中学校の公民の教科書に「新しい歴史教科書をつくる会」系のものを選択したのです。この教科書選定に至るために、巧妙な手段が講じられていたことが報道され、かなり広がった反対運動の結果、最終的には、県の教育委員会の調停で、改めて八重山の3教育委員会で協議が行われ、問題の教科書は不採用になりました。が、沖縄でもこんなことが起こる時代の厳しさを感じます。歴史をできるだけ明確に学び、間違いと思うことをはっきり言える環境作りが必要です。過去の誤りを隠さない教育が、今こそ求められていると痛感、訴えていく努力をしたいと思います。

(2011年9月25日記)

9条は 不戦・非戦の約束証文 ～いま憲法を取り巻く状況のなかで思うこと～

いけずみよしのり
池住義憲

(中部教区 名古屋聖ステパノ教会 信徒)

“この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。”

これは、憲法96条1項。いま、これを変えようとする動きがある。改憲の発議要件を、現行の「三分の二以上」から「過半数」に引き下げようとする動きだ。何故か。何のためか。目的は明らか。憲法9条の“改正”だ。改憲勢力は、いまだちに9条“改正”は容易ではないとみて、まず国会で96条の改憲手続きの改定をすすめている。改憲発議要件を「過半数」に引き下げた後、つぎに国会が改憲(9条“改正”)発議を決議し、国民投票に附す…。

今年6月7日、民主党、自民党など約100名の国会議員は、「憲法96条改正を目指す議員連盟」を立ち上げた。その一ヵ月前(2011年5月18日)の参院本会議では、民主・自民・公明・みんな・国民新、立ち上がれ日本・新党改革各党は、参院憲法審査会規定を強行採決・制定した(衆院憲法調査会規定は2009年6月11日に自民・公明両党により強行採決・制定)。

憲法審査会は、憲法改正を審議し、改憲原案を国会に提出することができる。国会閉会中であっても審査会を開催でき、審議をすすめることができる。民主・自民・公明三党は、次の国会会期中にも参議院憲法審査会委員名簿を提出する方向だ。

野田新首相は去る9月13日の所信表明演説で、日米同盟の深化・発展とともに、昨年末に策定した「新防衛大綱」を重ねて確認。即応性、機動性等を備えて動的防衛力を構築することを表明している。二十一世紀にふさわしい日米同盟関係のもとで、「アジア太平洋地域のみならず、世界の安定」のために日米共同戦略をさらに深める方向だ。在日米軍増強と自衛隊増強の二つが前提だ。イージス艦2隻の新たな改修、ヘリ空母や次期輸送機(CX)の整備、中央即応連隊の充実、潜水艦部隊の増強、PKO五原則見直しの方向を歩んでいる。

自民党は、8月はじめに憲法改正推進本部(本部長・保利耕輔元文相)会合を開催し、改憲論議を本格化させている。谷垣自民党総裁は「サンフランシスコ講和条約発効60年となる来年の4月28日には自民党の考えを世に問うことが大事だ」と述べ、来年4月までに改憲案を取りまとめる方針を表明している。集団的自衛権の行使容認や武器使用権限の拡大の方向だ。このままいくと、9条が、ホントにあぶない。

* * *

9条の原点は、内村鑑三にある。内村は日清戦争(1895年)の時は義戦論を説いたが、朝鮮半島での日本軍の侵略行為の実態を知り、

戦争絶対廃止の立場に変わる。1903年、内村は「余は日露非開戦論者であるばかりではない。戦争絶対廃止論者である。戦争は人を殺すことである。そうして人を殺すことは大罪悪である。そうして大罪悪を犯して、個人も国家も永久に利益を収め得ようはずはない」と、戦争廃止論を唱える。非戦宣言だ。108年前のことである。

そして1926年、内村は「わが日本が国家的宣言を發して、国家の武装解除を宣言し、こうして全世界に戦争のない新文明を招来し得るなら、それはなんと素晴らしい日であろう」と述べている。内村の遺言とも言えるものだ。「戦争放棄」「戦力不保持」「交戦権否認」を謳った9条をもつ日本国憲法が制定される20年も前のことだ。

日本国憲法は、日本人約310万人、アジア民衆約2000万人もの犠牲の上に、将来再び侵略戦争を行わないとの思いから、私たち主権者が制定した。明治帝国憲法とは大きく異なる平和主義とそれを守るに必要な国民主権を規定した。前文で「政府の行為によって再

び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、この憲法を確定する」とし、天皇主権の下で引き起こした先の戦争を否定した。

日本が目指す平和主義は、単に自国だけという一国平和主義ではない。全世界の国民が「平和のうちに生存する権利」（平和的生存権）を持っていることを、私たち日本の主権者が確認している。

9条は、日本が掲げる平和主義を実現するため、具体的手段・方法を明示している。戦争放棄、軍隊不保持、交戦権否認。この三つが、それだ。9条は、日本が世界に対して誓った約束、世界へ向けての「不戦・非戦の約束証文」だ。これを護り実現することは、世界、とくにアジア・太平洋諸国に対する私たちの歴史的責任だと私は思う。9条を、変えてはならない。9条をこの世に実現させること。それがキリスト者の、教会の使命（ミッション）だ。

(2011年9月25日記)

◎「憲法プロジェクト」とは

2004年日本聖公会第55総会は、「憲法九条の改憲に反対することを決議する件」を採択致しました。この決議を受けて、日本聖公会正義と平和委員会が「わたしたちと憲法第九条」を2005年8月に発行し、全国の教会に配布いたしました。しかし、日本の政治状況は改憲に向けて急ハンドルを切りつつあり、このまま座視することが出来ないということから、「憲法プロジェクト」が組織されました。

このプロジェクトでは、憲法記念日に向けてポスターの作成、配布やリーフレット、小冊子「神よ、私たちを平和のために」、「福音と平和憲法（講師 カトリック 松浦悟郎司教）」のDVDなどを通して憲法の大切さを伝えています。また、「憲法は優れているのちに関わること」として捉えて、そこから憲法20条の信教の自由に関して、「日の丸・君が代」強制問題や憲法25条生存権に関して、貧困の問題などにも関心を寄せています。



自衛隊に思うこと

司祭 アントニオ 影山博美
(東北教区 仙台聖フランシス教会 牧師)

じえいたいみんなへ

わたしたちのまちをかたづけてくれてありがとう。
わたしはおおきくなったらじえいたいに
なりたいとおもいます。
くるまからいつもてをふってます。
てをふりかえてくれてありがとう。
いっぱい いっぱい ありがとう。

じえいたいさんだへいすき みゆきより

これは、自衛隊内で発行されている機関紙が東日本大震災被災地で活動する本隊を取材したものを大手新聞社が刊行した雑誌の裏表紙に写真で紹介されていた手紙です。何歳位の女の子でしょうか、「みゆきちゃん」が自衛隊への感謝の気持ちを綴ったものです。この女の子も被災者なのでしょう。

この雑誌をコンビニで見つける10日程前、地元宮城の民放テレビ局の夕方のニュースで、小学生の男の子へのインタビューが放送されました。

インタビュアー「ボクは大きくなったら何になりたいの?」

男の子「自衛隊」

インタビュアー「自衛隊になって何したいの?」

男の子「物資運ぶんだ。」

この男の子は避難所で暮らしている子です。

毎日避難所に物資を運んできてくれる自衛隊を震災の日から見つめていたのでしょうか。出入りしている隊員と仲良しになり、車両が通るたびに手を振ったり、隊員と遊んだりしている映像が紹介されていました。自衛隊の活動は小さい子どもたちの心にも感謝の思いを起こさせています。

私は福島県郡山市に生まれ育ちました。郡山にも陸上自衛隊の駐屯地があります。友人にはお父さんお母さんが自衛官もしくは駐屯地で働いている者が多くいました。駐屯地は我が家から車で15分位の所にありますが、子どもの頃、一年に一度、駐屯地が一般公開され、家族や友人同士で見学に行ったことを覚えています。戦車に乗せてもらったり、食堂で何かを食べた記憶もあります。また、秋には郡山の秋祭りで仮装行列があり、自衛隊の趣向を凝らした出し物は一番人気でした。私にとって自衛隊の存在はとても身近に感じられるものでした。

この度の東日本大震災で、自衛隊は10万人体制で救援活動に当たりました。人命救助・遺体の捜索・物資輸送・被災者生活支援・炊き出し、更には原発事故処理等で自分たちの事を後回しにして救援活動に当たりました。自衛隊自身も航空自衛隊松島基地や多賀城駐屯地をはじめとして被災しています。私は管理教会へ高速道路を使いますが、サービ

スエリアで休憩を取る自衛官の姿をよく見かけますし、仙台の街は今でも「災害派遣」の自衛隊車両が通行しています。16年前の阪神・淡路大震災でボランティア活動をした神戸市内の避難所では自衛隊のお風呂に入らせてもらったこともありました。とにかく自衛隊の活動にはただただ頭が下がる思いです。

いつだったでしょうか、某元内閣官房長官が自衛隊を「暴力装置」と称しました。自衛隊法によれば、自衛隊の任務は以下の通りとされています。

自衛隊法第3条

1. 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

2. 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。

自衛隊の災害派遣は軍事訓練である、との主張があります。確かにそれを裏付ける資料は探し出せませんが、被災地での自衛隊員たちとの関わりは、自衛隊本来の任務を見え難くしているのが現実です。

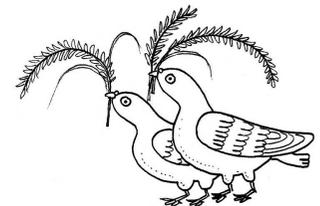
憲法プロジェクトでは憲法と自衛隊との問題を、今回の影山司祭からの素朴な感想に続けて、取り上げてゆきたいと考えています。

一 我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動

二 国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動

この度の自衛隊の「災害派遣」の活動は本来的なものなのかどうかはわかりません（私の勉強不足）。ただ、有事の際に出動するのが自衛隊の任務、というのが一般的なイメージではないでしょうか。事実、自衛隊は、強大な軍事力を保持しており、そのイメージの自衛隊と、今回被災地で目の当たりにした自衛隊、どちらも同じ自衛隊です。

今、私は自衛隊をどう考えたらいいのかわかりません。私たち、日本聖公会はどう考えているのでしょうか、そして、どう考えたらいいのでしょうか。憲法プロジェクトに身を置いている者がこういう思いを持つことにお叱りを受けるかもしれません。でも正直に、わかりません、としか言いようがありません。どうぞ、教えてください！



<手記>

私は逃げた 子どもたちを「君が代」の中に残したまま

きしだしずえ
岸田 静枝

(東京教区 清瀬聖母教会 信徒)

今年になって、「日の丸・君が代」処分で最高裁に上告している21件のうち、相次いで12件の判決が出されました。すべて敗訴でした。しかし2人の裁判官が反対意見を、7人の裁判官が補足意見を述べています。また9月に入って、係属中の1件で初めて、弁論が認められました。最高裁で弁論が開かれるということは、棄却された一審（地裁）二審（高裁）判決が見直される可能性があるということです。ところが10月に、いわゆる3・10東京高裁大橋判決（都教委の裁量権逸脱・濫用の認定をした）に於いても、弁論を指定してきました。年内、あるいは年明け早々に出される最高裁判決は、ふたつの判決の整合性をどのように考えるのか、注目されます。

東京都で「君が代」処分された教職員は、今春の入学式で437名になりました。最近では、6月に大阪府で強行採決された「君が代」起立強制条例だけでなく、橋下知事が代表を務める「大阪維新の会」が9月大阪府議会に提出した「教育基本条例案」「職員基本条例案」が、ニュースで取り上げられています。教員だけでなく、保護者に対しても、そしてさらに地域住民に対しても、「不当な要求をしてはならない」と、府知事が教育に介入できる内容です。

教員最後の一日を返してください

私の35年間の音楽教員生活は、2010年3月31日に定年退職という形で、心静かに終わる予定でした。ところが前日の3月3

0日に手渡された通知書には、『1月間停職を命ずる』と書かれてありました。私は4月からは教職にありませんでしたので、実質的には31日一日のみの停職ということになります。また、4月に届いた紫色の布製の立派な紙ばさみには、東京都教育委員会名で、『平成22年3月31日をもって定年退職とする』とありました。

3月31日は私にとって、「停職一カ月」という懲戒処分の日になってしまったのか、兎にも角にも定年退職まで勤め上げられたという喜ばしい日なのか、いったいどういう日なのでしょう。

「君が代」の呪縛

退職後に再任用や非常勤講師など定職に就くには、校長の推薦文が必要です。勤務校の校長は、もし私が採用を希望しても、「君が代」のピアノ伴奏を断ったり、鼓笛隊の指導を渋ったりする音楽教員を推薦するわけにはいかないとっていました。教職員組合に相談をすると、たとえどんな教職員であろうと、校長の方から「推薦文は書かない」と告げるのは不当であるということでした。しかし、私の周りを見渡すと、「君が代」被処分者たちのほとんどが不採用の決定でした。組合書記長から校長に推薦文を書くよう交渉してもらうのも可能でしたが、そこまでして再任用や非常勤講師になりたいとも思いませんでした。

私の退職と同時期に、私の娘は育児休業が

終わって仕事に復帰しました。私は二番目の孫の、保育園慣らし保育の手伝いに小田原に通いました。母親の介護は依然続いていましたので、時間的にも体力的にもきつかったのですが、少しでも東京から離れていることで、「君が代」からも離れられるような気持ちになっていました。これまた絶対にあり得ないのに、「君が代」のピアノ伴奏の要請があっても、「今、小田原で育児の手伝いをしています。」と断わる場面が現実になる気がして、せつせつと通い続けました。

最近やっと、私のこの手で「君が代」のピアノ伴奏をさせられそうにはならないと、はっきり確信できるようになりました。だから、こうして書くこともできるようになったのですが、普通に考えれば起きるはずのないことに怯える、つまり、教職を離れて一年以上も「君が代」の呪縛が解けなかったのは、それだけ「君が代」の強制の凄まじさではないのでしょうか。

停職処分的一步前

火の粉を振り払うのに必死だった現職時代とは、ようやく違った視点から考えることができるようになりました。社会に浸透させて市民権を得るためには、まずは学校の中で子どもたちに強制して徹底させてゆく図式が、はっきり判ります。お互いの違いを認め合うことのない学校では、どのような子どもが育ってゆくのでしょうか。

学校は、教職員の協働の職場です。自己申告書の導入は、校長が決める勤務評定を気にして、個人的な手柄を立てることばかりに目が向くようになりました。だから私は、自己申告書を提出しないことで反対の意思を示し続けました。職場の序列を意識させる主任教諭選考も断りました。授業計画を練ることは大切ですが、どこの出版社の教科書を使って

いるかも知らない校長に、お伺いを立てたこともありません。職員会議で反対意見を言うこともありました。これらは校長にとって、私が毎日子どもたちとどんな関わり方をしているかよりも、はるかに重大な関心事だったようです。

「日の丸・君が代」について言えば、私が主張し続けたのは、国旗・国歌と認められない私に対して、職務命令を出してまで認めさせ、私のこの手で伴奏をさせ、子どもたちに歌うことを強制させないでほしいと訴え続けただけです。

私は、処分につながる職務命令を出さないでほしいと、勤務校のどの校長とも話し続けました。職務命令が撤回された状態で、自分の内面と外面が一致する行為を採りたい。職務命令を撤回させることができたなら、それは私にとっては、最も強い抵抗!のかたちと思っただけです。けれど、いつでも結局は、どの校長も職務命令を出しました。

他の教員がピアノ伴奏を代わってくれても、会場に居る限りは、職務命令違反になりました。職務命令違反を避けるためには、私は「君が代」斉唱時に会場に居るわけにはいきませんでした。東京都の「君が代」処分の特徴は、それが累積されてゆくことです。5回目の処分「停職」が予想されるようになってからの私は、処分も辞さない行動がいいのか、処分を逃れた方がいいのか、どちらも選択できない選択を、天秤にかけていました。弾いてしまおうか。立ってしまおうか。うとうとして目が覚める。子どもたちは、「目が赤いよ。花粉症？」と無邪気に尋ねました。

一日休んだ時は、庭



に出て曇り空を見上げている振りをしていました。時計を見ては「本当は休みたくなかなかかったんだ」、そう叫び出しそうになりました。遅刻をして、「君が代」が終わるまで、会場の外で息を潜めていた時もあります。私はなぜこんなことをしているんだろう。子どもたちの前で「君が代」を弾く姿を見せない、立つ姿を見せないから良いのではないかと声をかけてくれる仲間もいましたが、何の気休めにもなりません。私は普通に、当たり前前に、卒業してゆく子どもたちに、入学した子どもたちに、終始会場に居て、「おめでとう！」と心から祝いたいだけなのに、なぜ叶わないのだろうと、そればかり思っていました。

教員最後の卒業式

四年生五年生が演奏する入場曲が終わって私は指揮台から降り、前から二列目の端の、指定された席に座りました。副校長がやって来て、「国歌の伴奏をお願いします。職務命令違反で処分になるかもしれません。10時3分・・・」と言いました。目の前の六年生は、頭は動かさないが、視線はこちらを見ています。すぐ横の四年生が、「どっか痛い？」と心配そうな顔をします。私は「大丈夫だよ。」と目で話しました。子どもたちと、「君が代」を聞きました。

卒業式が終わり、教室でのお別れも終わり、いよいよ校門から出て行くために六年生は並び始めていました。「老師（先生）！」と中国

籍の卒業生が私を探して飛んで来ました。肩を抱き、頬の温かさを感じながら、「卒業おめでとう！」と声を出して言いました。そして「今年は居ることができたよ。」「これまで私だけ逃げていて、ごめんなさい。」と繰り返し、繰り返し、心のなかで思っていました。

子どもたちを「君が代」の中に置き去りにしたこと

私のこの手で「君が代」の伴奏を弾くように、そして子どもたちが「ウタえる」指導をするようにと、職務命令、処分、異動を繰り返されながらの日々は、人権侵害の何物でもありません。ところが、「停職」処分を避けるための苦渋の選択は、子どもたちを「君が代」の中に置き去りにしてしまいました。人権を侵害され続けた私が、子どもたちの人権を守ることができなかったのです。

それだけではありません。自分の内面と外面が一致する行為を私は祈ろうとしましたが、祈る言葉も、祈る方法も忘れてしまいました。忘れてしまったという驚愕がさらに、一過性ではなく、時の流れが傷口を、ますます大きく深くしてゆきました。その傷口を共有し、向き合い続けてくれた多くの友人たちの祈りの中で、教員最後の卒業式は、内面と一致する行動を採ることができたのです。子どもたちと居たかった願いは、叶えられました。その代償は、「停職一カ月」という、あまりにも大きな懲戒処分と引き換えでしたが、逃げた自分から逃げないこと、子どもたちを置き去りにした事実から逃げないこと、それがこれからの私の生き方です。

●あとがき

憲法プロジェクト ニュースレター第1号をお送りいたします。発行を決めて準備に取りかかかってから、半年以上の月日を経てやっと発行にこぎつけました。編集の遅れにより、お届けが遅れましたことをお詫びいたします。今後、このニュースレターを通して、憲法をとりまく状況や憲法プロジェクトの取り組み、各地での取り組み、皆さまの声などを紹介していきたいと考えています。どうぞよろしく願いいたします。